

熊本県公報

号外 第 16 号の 8
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 熊本県税条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) 2
- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) 3
- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (税 務 課) 5

本号で公布された条例のあらまし

◇ 熊本県税条例の一部を改正する条例

- 1 県民税
 - ・ 上場株式等の配当及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限を 1 年延長することとした。(附則第 4 条、第 5 条関係)
- 2 事業税
 - ・ 個人の事業税の課税対象事業から、助産師業を除外することとした。(第 41 条関係)
- 3 不動産取得税
 - (1) 住宅金融公庫が廃止され独立行政法人住宅金融支援機構に移行することに伴い、不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例の対象から、住宅金融公庫を除外することとした。(第 49 条、附則第 6 条の 7 関係)
 - (2) その他規定の整理を行うこととした。(第 49 条関係)
- 4 県たばこ税
 - ・ 附則税率を本則税率とし、本則税率について、898 円から 1074 円に改めることとした。(第 65 条、附則第 8 条の 2 関係)
- 5 自動車取得税
 - (1) 電気自動車に係る税率の特例措置の適用期限を 2 年延長することとした。(附則第 12 条第 2 項関係)
 - (2) 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を 2 年延長することとした。(新条例附則第 12 条第 3 項関係)
 - (3) ハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定したうえ、その適用期限を 2 年延長することとした。(新条例附則第 12 条第 4 項関係)
 - (4) ハイブリッド自動車(バス・トラック以外)に係る税率の特例措置について、対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たすものに限定するとともに、税率から軽減する率を、当該自動車の取得が平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に行われたときは 100 分の 2 (現行 100 分の 2.2)、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に行われたときは 100 分の 1.8 としたうえ、その適用期限を 2 年延長することとした。(新条例附則第 12 条第 4 項関係)
 - (5) メタノール自動車に係る税率の特例措置を廃止することとした。(附則第 12 条第 2 項関係)
- 6 狩猟税
 - (1) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟税の税率を設けることとした。(第 146 条関係)
 - (2) その他規定の整理を行うこととした。(第 149 条関係)
- 7 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、6 については、平成 19 年 4 月 16 日から施行することとした。
- 8 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 41 号

熊本県税条例の一部を改正する条例

熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 41 条第 5 項第 4 号中「第 4 号、」を削る。

第 49 条第 2 項中「住宅金融公庫、」を削り、同条第 4 項中「因り」を「より」に改め、同条第 6 項中「同法同条第 2 項」を「同条第 2 項」に改める。

第 65 条中「898 円」を「1,074 円」に改める。

第 146 条第 1 項第 1 号及び第 2 号中「猟・わな猟免許又は」を削り、同項第 3 号を同項第 5 号とし、同項第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもので 8,200 円

(4) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 8 号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500 円

第 149 条中「第 146 条第 1 項第 2 号」の次に「又は第 4 号」を追加する。

附則第 4 条中「平成 20 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 5 条中「平成 19 年 12 月 31 日」を「平成 20 年 12 月 31 日」に改める。

附則第 6 条の 7 第 1 項中「住宅金融公庫、」を削る。

附則第 8 条の 2 第 1 項を削り、同条第 2 項中「平成 18 年 7 月 1 日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条とする。

附則第 12 条第 2 項中「附則第 9 条第 1 項に規定する電気自動車等」を「電気を動力源とする自動車で省令で定めるもの」に、「平成 11 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで」を「平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで」に改め、同条第 8 項中「道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する」を削り、「同法」を「道路運送車両法」に、「第 3 項、第 5 項又は第 6 項」を「から第 4 項まで、第 6 項又は第 7 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 3 項」を「から第 4 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「附則第 9 条第 2 項に規定するエネルギー消費効率（次項において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する」を「エネルギー消費効率が」に改め、「（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）」を削り、「排出量が同項」を「排出量が附則第 9 条第 2 項」に、「又は第 3 項」を「から第 4 項まで」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「内燃機関を」を「次に掲げる特定自動車（内燃機関）に、「（以下この項において「特定自動車」という）」を「をいう。以下この項において同じ」に、「平成 11 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで」を「平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める率」を「当該特定自動車バス、トラックその他の省令で定めるものである場合にあっては 100 分の 2.7 を、当該特定自動車乗用車その他の省令で定めるものである場合にあっては 100 分の 1.8（当該取得が平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に行われた場合にあっては、100 分の 2）」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 車両総重量が 3.5 トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第 41 条の規定により平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成 17 年特定軽量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成 17 年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

ウ 附則第 9 条第 2 項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 120 を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が 3.5 トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア 道路運送車両法第 41 条の規定により平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成 17 年特定重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成 17 年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第 12 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動

車で省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に行われたときに限り、第 129 条の 5 及び第 1 項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第 1 項に定める率から 100 分の 2.7 を控除した率とする。

- (1) 道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第 41 条の規定により平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で省令で定めるもの(以下この号において「平成 17 年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないもので省令で定めるもの
- (2) 車両総重量が 3.5 トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第 41 条の規定により平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下この号において「平成 17 年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の 10 分の 9 を超えないもので省令で定めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 146 条の改正規定及び附則第 6 項の規定は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。
(個人の事業税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正前の熊本県税条例(以下「旧条例」という。)第 41 条第 5 項第 4 号に掲げる事業に対して課する平成 18 年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 3 施行日前にされた、旧条例第 49 条第 2 項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 4 新条例附則第 12 条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第 12 条第 4 項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成 19 年 8 月 31 日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第 2 号中「車両総重量が 3.5 トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が 3.5 トンを超える特定自動車」とする。
(狩猟税に関する経過措置)
- 6 新条例第 146 条の規定は、平成 19 年 4 月 16 日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 27 号

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県税条例施行規則(昭和 30 年熊本県規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別記第 52 号の 2 様式を次のように改める。

別記第 52 号の 2 様式(第 39 条の 2 の 2 関係)



年度 狩猟税 申告書

整理
番号 第 号

年 月 日 住 所
 熊本県 地域振興局長 様
 熊本県熊本県税事務所長 氏 名 印
 職 業 電話番号

免許の 種類	税率の 区分	登録の種類	県内全域の登録	放鳥獣猟区のみ の登録	放鳥獣猟区のみ の登録を受けていた者が 受ける県内全域 の登録
		当該年度の道府県民税の 所得割額の納付の有無等			
第一種 銃猟 免許	1号	①所得割額の納付を要する者 ②所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事する者を除く。)	16,500 円	4,100 円	12,300 円
	2号	③所得割額の納付を要しない者(②に該当する者を除く。) ④所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族で、農林水産業に従事する者	11,000	2,700	8,200
網 わ な 猟 免 許	3号	(上記1号に同じ)	8,200	2,000	6,100
	4号	(上記2号に同じ)	5,500	1,300	4,100
第二種 銃 免 許	5号	⑤第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500	1,300	4,100

証紙をはるところ(該当する税額に相当する証紙を当欄にはりつけて納付してください。)
 注意 証紙は、熊本県の証紙をはりつけてください。
 証紙は、消印しないでください。

- 注 1 申告者は、太線枠内の該当するものを○で囲んでください。
 2 第一種銃猟免許、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人で、2号又は4号の税率の適用を受ける人は、市町村長の証明を受けてください。

証 明 欄	申告者は、次の()であることを証明します。
	1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者 年 月 日 市町村長 印

証 明 欄	狩猟税の申告のため、次の事項について証明願います。	世帯主の 氏名	
	年 月 日 住 所 市 町 村 長 様 氏 名 印	世帯主と の 続 柄	
願	申告者は、次の()であることを証明します。		
	1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者		

附 則
この規則は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第 7 号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令
熊本県税事務取扱規程（昭和 47 年熊本県訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。
別記第 10 号様式中「助産婦業」を「あん摩業」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

